

「えひめぐり みきゃん旅割」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「えひめぐり みきゃん旅割」事業（以下「本事業という。」）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、急激に落ち込んだ観光需要を喚起するため、本県への旅行者を対象に旅行・宿泊代金割引を実施するとともに、旅行者に対して県内の飲食店や土産物店等で使用できる地域限定クーポンを発行することで、更なる誘客促進を図り、地域経済の活性化に繋げる。

(事務の取扱)

第3条 本事業の事務は、えひめぐり みきゃん旅割事務局（以下「事務局」という。）を設置のうえ、速やかな事務の取り扱いを行う。

(事務の内容)

第4条 本事業では、全国47都道府県（以下、「対象都道府県」という。）県内在住の方の県内旅行を対象とした、旅行・宿泊代金割引支援と併せて、土産物屋、飲食店、観光施設等で旅行期間中に使用可能なクーポンの配布を行う。

なお、感染状況等により事業を停止・変更することがある。

(対象期間)

第5条 本事業の対象期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊旅行の場合は、令和4年10月11日（火）から令和4年12月27日（火）宿泊分（令和4年12月28日（水）チェックアウト分）まで、令和5年1月10日（火）から令和5年6月30日（金）宿泊分（令和5年7月1日（土）チェックアウト分）までとする。ただし、令和5年4月29日（土・祝）～令和5年5月7日（日）（5月8日（月）チェックアウト）宿泊分は対象外。

(2) 日帰り旅行の場合は、令和4年10月11日（火）から令和4年12月27日（火）旅行分まで、令和5年1月10日（火）から令和5年6月30日（金）旅行分までとする。ただし、令和5年4月29日（土・祝）～令和5年5月7日（日）旅行分までとする。

(3) 対象期間中でも予算に達し次第終了とする。

(割引支援金の交付対象者)

第6条 旅行・宿泊代金割引支援金（以下「割引支援金」という。）の交付対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた旅行事業者（以下、「旅行事業者」という。）、県内に施設を有する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により許可を受けた者及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る施設を営業する者を除く者（以下「宿泊事業者」という。）であって、事務局に本事業への参画申し込みを行い、登録された者とする。

2 前項の参画申し込みを行うにあたっては、事務局が別途指定する書類を提出し、審査を受けなければならない。また、宿泊事業者においては、参画する宿泊施設を指定のうえ、申し込みを行わなければならない。

3 事務局は、前項により提出のあった書類や記載内容が要件を満たしていることを審査した後、参画旅行事業者又は参画宿泊事業者として登録し、その旨を通知する。また、要件を満たしていなかった場合においても、その旨を通知する。

(割引支援金の交付対象経費)

第7条 割引支援金の交付対象経費は、参画旅行事業者が販売する旅行商品又は日帰り旅行商品（以下「旅行商品」という。）及び参画宿泊事業者が販売する宿泊サービス（以下「宿泊サービス」という。）のうち、事務局が別途定める本事業の割引対象とする商品（以下、「対象商品」という。）及びその割引に要する費用とする。ただし、次に掲げるものは割引支援金の交付対象外とする。

- (1) 換金目的や換金性の高い金券類のほか、事務局が適切でないと認めるものを含む商品
- (2) 商品の予約をキャンセルした際に発生するキャンセル料
- (3) その他、事務局が適切でないと認めるもの

(割引支援金の交付対象者の責務等)

第8条 割引支援金の交付対象者は次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 本要領の規定に従うこと。
- (2) 事務局が指定する宿泊台帳又は指定する内容により宿泊実績等を管理すること。
- (3) 商品の販売に際しては、本事業が国の補助事業を受けて実施していることを明らかにするとともに、本来の価格、割引後の価格（本事業の割引適用後の価格）を明示し、その差額に対し助成があることを消費者が明確に認知できるようにすること。
- (4) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。

※第8条（4）は令和5年5月7日をもって終了いたします。

- (5) 感染予防策を徹底及び実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。

※第8条（5）は令和5年5月7日をもって終了いたします。

- (6) チェックインに際しては直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施すること。

※第8条（6）は令和5年5月7日をもって一部終了いたします。但し、居住地確認や不正対策の観点から引き続き、本人確認を実施すること。

- (7) 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとること。

※第8条（7）は令和5年5月7日をもって終了いたします。

- (8) 宿泊施設において従業員に感染者が出た場合や、宿泊施設を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。

※第8条（8）は令和5年5月7日をもって終了いたします。

- (9) 本事業を積極的に広報すること。
- (10) 宿泊事業者（日帰り旅行については旅行事業者）にあつては、事務局が別途定める配付基準に基づき、利用者に配布すること。また、配布にあたっては、旅行者に受領確認を行う等、正確にクーポンを配布のうえ、適切に管理すること。
- (11) 旅行事業者にあつては、契約した旅行者がクーポン券の配布対象となる場合、配布すべきクーポン券の額を算出し、旅行者へ伝達すること。
- (12) 対象商品の販売に際しては、取引先等の関係者への優先販売を禁止すること。
- (13) 観光支援という目的から支援金を自己または自社の利益とするような行為をしないこと。
- (14) 対象商品の販売終了後、対象商品の内容及び数量並びにその販売時期を事務局に報告すること。
- (15) 事務局が求める販売計画及び宿泊実績・クーポン配布実績等の報告を行うこと。
- (16) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。
- (17) 対象商品の販売やクーポンの配布に関して不正受給等を行っていることが判明した際には、県からの不正受給等への返還請求に応じるとともに、法人名等の公表に応じること。
- (18) 本事業に係る経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- (19) 本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。

と。

2 自己又は自社の役員等が、次のいずれかにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（割引支援金の交付額）

第9条 割引支援金の交付額は、次のとおりとする。

○令和4年10月11日～12月27日宿泊分 (1人1泊・回あたり)

| 割引率 | 割引上限額 | |
|-----|--------|--------|
| | 交通付き | 交通付き以外 |
| 40% | 8,000円 | 5,000円 |

※割引前の価格が「平日5,000円以上」、「休日2,000円以上」の宿泊旅行商品に限る。

○令和5年1月10日宿泊分以降 (1人1泊・回あたり)

| 割引率 | 割引上限額 | |
|-----|--------|--------|
| | 交通付き | 交通付き以外 |
| 20% | 5,000円 | 3,000円 |

※割引前の価格が「平日3,000円以上」、「休日2,000円以上」の宿泊旅行商品に限る。

※令和5年4月29日（土・祝）～5月7日（日）宿泊（5月8日（月）チェックアウト）分は対象外

（割引支援金の交付額の配分）

第10条 事務局は、参画旅行事業者及び参画宿泊事業者への交付額の配分を決定するとともに、その後の執行状況を確認し、必要に応じて配分額を変更する等執行管理に務めなければならない。

（割引支援金の交付申請）

第11条 参画旅行事業者及び宿泊事業者が交付を申請する場合には、事務局が別途指定する方法により申請しなければならない。

（割引支援金の交付）

第12条 事務局は、前条に基づく申請内容が要件を満たしていることを確認した後に受理することとし、受理後速やかに申請者に交付するものとする。

（クーポン取扱店舗）

第13条 クーポン取扱店舗（以下「取扱店舗」という。）は、県内の店舗であって、事務局に本事業へ

の参画申し込みを行い、登録された者とする。

- 2 前項の参画申し込みを行うにあたっては、えひめぐり みきゃん旅割参画申込書兼同意書その他必要な書類を事務局に提出し、審査を受けなければならない。
- 3 事務局は、前項により提出のあった書類や記載内容が要件を満たしていることを審査した後、クーポン取扱店舗として登録する。また、要件を満たしていなかった場合、その旨を通知することとする。

(クーポン取扱店舗の責務等)

第14条 取扱店舗は次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 本要領に従うこと。
- (2) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
※第14条(2)は令和5年5月7日をもって終了いたします。
- (3) 行政からの要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号))の規定に基づく営業自粛要請、時短営業要請等に従うこと。
※第14条(3)は令和5年5月7日をもって終了いたします。
- (4) 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
※第14条(4)は令和5年5月7日をもって終了いたします。
- (5) 事務局が提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- (6) 本事業を積極的に広報すること。
- (7) 取扱店舗であることが明確になるよう、事務局が提供する認知ツール(ポスター、ステッカー等)を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。
- (8) クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
 - ・クーポンの有効期間
 - ・クーポンの偽造、変更及び模造の有無
- (9) 有効期間を経過したクーポン及び有効期間の記載の無いクーポンは、受け取りを拒否すること。
- (10) デザインや色合いが明らかに違うこと等により偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局に報告すること。また、確認用として配布する見本券は、クーポンを取り扱うすべての者に周知すること。
- (11) クーポンを現金と交換しないこと。
- (12) クーポンの券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭は渡さないこと。クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受すること。
- (13) クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしないこと。
- (14) 取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (15) 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (16) 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わないこと。ただし、本条第14号及び前号の場合を除く。
- (17) 有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合等には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- (18) 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了

するまで当該取扱店舗におけるクーポンの精算代金の支払いを保留することに同意すること。また、取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。

(19) 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合又は取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。

(20) 事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

(クーポンの取扱)

第15条 クーポンの取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象商品を購入した旅行者に次のとおりクーポンを交付する。

○令和4年10月11日～12月27日宿泊分 (1人1泊・回あたり)

| 地域限定クーポン | |
|----------|--------|
| 平日 | 休日 |
| 3,000円 | 1,000円 |

※宿泊旅行について、宿泊日及びその翌日が、ともに土曜・日曜・祝日の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」とする。

※日帰り旅行について、旅行日が、土曜・日曜・祝日の場合には、「休日」として扱い、それ以外を「平日」とする。

※有効期間は、チェックインの日からチェックアウトの日まで(日帰り：旅行当日のみ)

○令和5年1月10日宿泊分以降 (1人1泊・回あたり)

| 地域限定クーポン | |
|----------|--------|
| 平日 | 休日 |
| 2,000円 | 1,000円 |

※令和5年4月29日(土・祝)～5月7日(日)宿泊(5月8日(月)チェックアウト)分は配布対象外ただし、同期間中も加盟点における利用は可能。

※宿泊旅行について、宿泊日及びその翌日が、ともに土曜・日曜・祝日の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」とする。

※日帰り旅行について、旅行日が、土曜・日曜・祝日の場合には、「休日」として扱い、それ以外を「平日」とする。

※有効期間は、チェックインの日から8日間(日帰り：旅行当日から8日間)

(2) 取扱店舗での商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。

(3) 券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭は渡さない。

(4) クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。

(5) クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可とする。

(6) クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、県及び事務局は責を負わない。

(7) クーポンの払い戻しや交換、再発行はできない。

(8) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止する。

- (9) 旅行をキャンセルした場合は、必ず配布された参画宿泊事業者又は参画旅行事業者へ返却しなければならない。
- (10) 取扱店舗は、利用されたクーポンの所定の位置に取扱店舗印を押印すること。
- (11) 他の取扱店舗の押印又は記入済みのクーポンは利用できない。
- (12) 本県及び全国の新型コロナウイルス感染拡大状況や災害発生等により、直ちにクーポンの利用を停止することがある。

(クーポンの精算)

第16条 取扱店舗が商品の販売又はサービスの提供などの取引において、利用されたクーポンを換金しようとする場合は、クーポンの所定の位置に取扱店舗名を押印し、事務局が別途定める期日までに、必要な書類を事務局に提出し、換金することができる。なお、換金できる金額は、クーポンの券面表示の金額のとおりとする。

- ・換金申込書
- ・利用済クーポン
- ・その他、換金手続に必要な書類

- 2 事務局等は、前条の書類等が提出された場合、速やかに審査しなければならない。
- 3 事務局等は、本条第1項で掲げた提出書類や記載内容が、要件を満たしていることを審査した後に受理することとし、受理後7日営業日以内に、登録証に記載された口座に入金するものとする。
- 4 クーポンに有効期間、利用日及び取扱店舗名の記載がない場合、換金できないものとする。

(雑則)

第17条 この要領に定めていない事項が発生した場合、県と事務局で協議のうえ、決定する。

附 則

この要領は、令和4年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月27日から施行する。